

新	旧
泉大津市有料老人ホーム設置運営指導指針	泉大津市有料老人ホーム設置運営指導指針
目次 (略)	目次 (略)
1～6 (略)	1～6 (略)
7 規模及び構造設備 市長は、有料老人ホームの規模及び構造設備については、次に掲げる事項に留意するよう指導する。 (1)～(8) (略) (9) (6)、(7)及び(8)に定める設備の基準は、次によること。 ア～カ (略) キ 廊下幅は、入居者が車椅子等で安全かつ円滑に移動することが可能となるよう、次の(ア) <u>及び</u> (イ) によること。 (ア) (イ) (略) ク (略) (10) (略)	7 規模及び構造設備 市長は、有料老人ホームの規模及び構造設備については、次に掲げる事項に留意するよう指導する。 (1)～(8) (略) (9) (6)、(7)及び(8)に定める設備の基準は、次によること。 ア～カ (略) キ 廊下幅は、入居者が車椅子等で安全かつ円滑に移動することが可能となるよう、次の(ア) <u>又は</u> (イ) によること。 (ア) (イ) (略) ク (略) (10) (略)
8 既存建築物等の活用の場合等の特例 (1) (2) (略) <u>(3) 戸建住宅等（延べ面積200m²未満かつ階数3以下）を有料老人ホームとして利用する場合においては、在館者が迅速に避難できる措置を講じることにより、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</u> (4) (略) (5) (略)	8 既存建築物等の活用の場合等の特例 (1) (2) (略) <u>(新設)</u> (3) (略) (4) (略)
9 (略)	9 (略)
10 有料老人ホーム事業の運営 市長は、有料老人ホームにおける施設の管理及び運営については、次に掲げる事項に留意するよう指導する。 (1)～(2) (略) (3) 帳簿の整備 老人福祉法 <u>第29条第6項</u> の規定を参考に、次の事項を記載した帳簿を作成し、その年度の属する年度末以降最低2年間は保存すること。なお、サービスを提供した日から5年間保存するよう努めること。 ア (略) イ 老人福祉法 <u>第29条第9項</u> に規定する前払金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録 ウ～ク (略)	10 有料老人ホーム事業の運営 市長は、有料老人ホームにおける施設の管理及び運営については、次に掲げる事項に留意するよう指導する。 (1)～(2) (略) (3) 帳簿の整備 老人福祉法 <u>第29条第4項</u> の規定を参考に、次の事項を記載した帳簿を作成し、その年度の属する年度末以降最低2年間は保存すること。なお、サービスを提供した日から5年間保存するよう努めること。 ア (略) イ 老人福祉法 <u>第29条第7項</u> に規定する前払金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録 ウ～ク (略)

新	旧
(4) 個人情報の取り扱い (2) の名簿及び(3)の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（個人情報保護委員会・厚生労働省）」を遵守すること。 ア～ウ （略）	(4) 個人情報の取り扱い (2) の名簿及び(3)の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成29年4月14日・個人情報保護委員会・厚生労働省）」を遵守すること。 ア～ウ （略）
(5) 業務継続計画の策定等 ア 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。 <u>また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。</u> イ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 <u>なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他の設置者との連携等により行うことも差し支えない。</u> ウ （略）	(5) 業務継続計画の策定等 ア 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。 イ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。
(6)～(8) （略）	(6)～(8) （略）
(9) 医療機関等との連携 ア 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。 <u>その際、入居者の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるよう努めること。</u> また、入居者のフェイスシート（入居者基本情報）の作成に協力を求め、備えておくこと。 イ <u>当該有料老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。</u> ウ <u>協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。</u> エ <u>入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該有料老人ホームに速やかに入居させることができるよう努めること。</u> オ～ケ （略）	(9) 医療機関等との連携 ア 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。また、入居者のフェイスシート（入居者基本情報）の作成に協力を求め、備えておくこと。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> イ～カ （略）
(10)～(11) （略）	(10)～(11) （略）

新	旧
<p>1 1 サービス等</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ その他同法第20条の規定に基づき、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のために次の措置を講ずること。</p> <p>① 虐待防止に関する<u>担当者</u>を設置すること。<u>当該担当者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、次の事項を実施すること。<u>また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。</u></p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(7) ~ (8) (略)</p>	<p>1 1 サービス等</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ その他同法第20条の規定に基づき、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のために次の措置を講ずること。</p> <p>① 虐待防止に関する<u>責任者</u>を設置すること。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、次の事項を実施すること。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(7) ~ (8) (略)</p>
<p>1 2 事業収支計画</p> <p>市長は、有料老人ホームの事業の収支計画の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう指導する。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 資金収支計画及び損益計画</p> <p>次の事項に留意し、長期の資金収支計画及び損益計画を策定すること。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 前払金（入居時に老人福祉法第29条第9項に規定する前払金として一括して受領する利用料）の償却年数は、入居者の終身にわたる居住が平均的な余命等を勘案して想定される期間（以下「想定期間」という。）とすること。</p> <p>ク (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>1 2 事業収支計画</p> <p>市長は、有料老人ホームの事業の収支計画の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう指導する。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 資金収支計画及び損益計画</p> <p>次の事項に留意し、長期の資金収支計画及び損益計画を策定すること。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 前払金（入居時に老人福祉法第29条第7項に規定する前払金として一括して受領する利用料）の償却年数は、入居者の終身にわたる居住が平均的な余命等を勘案して想定される期間（以下「想定期間」という。）とすること。</p> <p>ク (略)</p> <p>(4) (略)</p>
<p>1 3 利用料等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前払い方式（終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式）によって入居者が支払を行う場合にあっては、次の各号に掲げる基準によること。</p>	<p>1 3 利用料等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前払い方式（終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式）によって入居者が支払を行う場合にあっては、次の各号に掲げる基準によること。</p>

新	旧
<p>ア (略)</p> <p>イ 老人福祉法<u>第29条第9項</u>の規定により、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」(平成18年厚生労働省告示第266号)に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては保全措置の法的義務づけの経過措置期間が終了し、令和3年4月1日以降の新規入居者については、法的義務対象となることから、同様に必要な保全措置を講じなければならないこと。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ 老人福祉法<u>第29条第10項</u>の規定に基づき、前払金を受領する場合にあっては、前払金の全部又は一部を返還する旨の契約を締結することになっていることから、その返還額については、入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明するとともに、前払金の返還を確実に行うこと。</p> <p>キ (略)</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 老人福祉法<u>第29条第7項</u>の規定により、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」(平成18年厚生労働省告示第266号)に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては保全措置の法的義務づけの経過措置期間が終了し、令和3年4月1日以降の新規入居者については、法的義務対象となることから、同様に必要な保全措置を講じなければならないこと。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ 老人福祉法<u>第29条第8項</u>の規定に基づき、前払金を受領する場合にあっては、前払金の全部又は一部を返還する旨の契約を締結することになっていることから、その返還額については、入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明するとともに、前払金の返還を確実に行うこと。</p> <p>キ (略)</p>
<p>1.4 契約内容等</p> <p>市長は、有料老人ホームの入居の契約に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう指導する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 重要事項の説明等</p> <p>老人福祉法<u>第29条第7項</u>の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則<u>第20条の5第16号</u>に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 重要事項説明書は、老人福祉法<u>第29条第7項</u>の規定により、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付すること。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(5)～(9) (略)</p>	<p>1.4 契約内容等</p> <p>市長は、有料老人ホームの入居の契約に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう指導する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 重要事項の説明等</p> <p>老人福祉法<u>第29条第5項</u>の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則<u>第20条の5第14号</u>に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 重要事項説明書は、老人福祉法<u>第29条第5項</u>の規定により、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付すること。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(5)～(9) (略)</p>
<p>1.5 情報開示</p> <p>市長は、有料老人ホームの情報の開示に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう指導する。</p> <p>(1) 有料老人ホームの運営に関する情報</p> <p>設置者は、老人福祉法<u>第29条第7項</u>の情報開示の規定を遵守し、入居者又は入居しようとする者に対して、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、情報開示事項一覧表、入居契約書（特定施設入居者生活介護等の提供に関する入居契約書を含む。）、及び管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 有料老人ホーム情報の報告及び公表</p> <p>設置者は、老人福祉法<u>第29条第11項</u>の規定に基づき、開設時、毎年7月1日現在及び変更届出時に、市長に対して、様式第1号「重要事項説明書」及び様式第2号「届出をしている有料老人ホームの情報開示事項一覧表」又は様式第3号「登録をしている有料老人ホームの情報開示事項一覧表」により報告すること。また、これらの様式に記載した内容に変更が生じた場合は、1か月以内に報告すること。</p>	<p>1.5 情報開示</p> <p>市長は、有料老人ホームの情報の開示に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう指導する。</p> <p>(1) 有料老人ホームの運営に関する情報</p> <p>設置者は、老人福祉法<u>第29条第5項</u>の情報開示の規定を遵守し、入居者又は入居しようとする者に対して、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、情報開示事項一覧表、入居契約書（特定施設入居者生活介護等の提供に関する入居契約書を含む。）、及び管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 有料老人ホーム情報の報告及び公表</p> <p>設置者は、老人福祉法<u>第29条第9項</u>の規定に基づき、開設時、毎年7月1日現在及び変更届出時に、市長に対して、様式第1号「重要事項説明書」及び様式第2号「届出をしている有料老人ホームの情報開示事項一覧表」又は様式第3号「登録をしている有料老人ホームの情報開示事項一覧表」により報告すること。また、これらの様式に記載した内容に変更が生じた場合は、1か月以内に報告すること。</p>

新	旧
<p>なお、市長は、設置者から提出されたこれらの様式をホームページ掲載等の方法により公表する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>なお、市長は、設置者から提出されたこれらの様式をホームページ掲載等の方法により公表する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>
<p>1 6 電磁的記録等</p> <p>(1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>(2) 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	<p>1 6 電磁的記録等</p> <p>(1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁器的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>(2) 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁器的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>
<p>1 7 (略)</p>	<p>1 7 (略)</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この指針は、令和6年9月17日から施行する。</u></p>	